

報が第十四条第二号ハ又は同条第三号イに規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている個人情報を開示しようとする場合であつて、当該情報について実施機関が開示する旨の規定を定める前に、当該個人情報記録されている公文書が作成され、又は取得されたものであるとき。

三 第三者に関する情報が記録されている個人情報第十六条の二の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書(第三十一条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十九条 略

2・3 略

4 開示の決定を受けた者は、当該開示を受けるときは第十七条第二項の規定による通知があつた日から三十日以内に受けなければならない。ただし、当

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該意見書(第三十一条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第十九条 略

2・3 略

該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 略

(法令等による開示の実施との調整)
第二十一条の二 この節の規定は、法令等(佐賀県情報公開条例を除く。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報(第十九条第二項に規定する開示の方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。))には、当該同一の方法による個人情報の開示については、適用しない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第十九条第二項に規定する閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第二節 訂正

(訂正請求権)

第二十二条 何人も、自己の個人情報次に掲げるものに限る。第二十五条第一項において同じ。)に事実の誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 第十九条第一項又は第二十条第二

4 略

(訂正請求権)
第二十二条 何人も、第十九条第一項又は第二十条第二項の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正(追加及び抹消を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

項の規定により開示を受けた個人情報

二 前条第一項の法令等の規定により開示を受けた個人情報

三 法令等の規定により個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に個人情報に本人に交付されている場合における当該個人情報

2 第十三条第二項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正義務)

第二十二條の二 実施機関は、訂正請求があつた場合は、訂正について法令等に定めがあるとき、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことについて正当な理由があるときを除き、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求の手續)

第二十三條 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- 一 略
二 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定

2 第十三条第二項の規定は、訂正請求について準用する。

3 実施機関は、訂正請求があつた場合は、訂正について法令等に定めがあるとき、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことについて正当な理由があるときを除き、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求の手續)

第二十三條 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- 一 略
二 訂正請求に係る個人情報を特定するため必要な事項

するために必要な事項

三・四 略
2・3 略

(訂正請求に対する決定等)

第二十四條 実施機関は、訂正請求書の提出があつたときは、速やかに必要な調査を行い、当該訂正請求書の提出があつた日から起算して三十日以内に、訂正請求に係る個人情報の訂正をすることがどうかの決定をしなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

2 実施機関は、前項の規定により訂正をする旨の決定(以下「訂正の決定」という。)をしたときは、速やかに訂正請求に係る個人情報の訂正をした上で、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、当該訂正の内容を書面により通知しなければならない。

3 略

4 第十七条第四項の規定は、第一項の決定(以下「訂正決定等」という。)について準用する。この場合において、「十五日」とあるのは「三十日」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と読み替えるものとする。

(訂正決定等の期限の特例)

第二十四條の二 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第一項及び第四項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、

三・四 略
2・3 略

(訂正請求に対する決定等)

第二十四條 実施機関は、訂正請求書の提出があつたときは、必要な調査を行い、当該訂正請求書の提出があつた日から起算して三十日以内に、訂正請求に係る個人情報の訂正をすることがどうかの決定をしなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

2 実施機関は、前項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに訂正請求に係る個人情報の訂正をした上で、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、当該訂正の内容を書面により通知しなければならない。

3 略

4 第十七条第四項の規定は、第一項の規定について準用する。この場合において、「十五日」とあるのは「三十日」と、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と読み替えるものとする。

実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第二十四条の三 実施機関は、訂正請求

に係る個人情報(第十七条の三第三項の規定に基づく開示に係るものである)とき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前においた行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正の決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第二十四条の四 実施機関は、訂正の決

定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

第三節 利用停止

(利用停止請求権)

第二十五条 何人も、自己の個人情報の

取扱いが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 第七条第二項及び第三項の規定に違反して収集されたものであるとき、第八条第一項の規定に違反して利用されているとき、又は第十条第三項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

二 第八条第一項又は第九条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第十三条第二項の規定は、前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行わなければならない。

第三節 是正の申出等

(是正の申出)

第二十五条 何人も、実施機関による自

己の個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いを是正すべき旨の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。

2 第十三条第二項の規定は、是正の申出について準用する。

(利用停止義務)

第二十五条の二 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報を利用停止をしなければならぬ。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求の手続)

第二十六条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報の特定するために必要な事項
- 三 利用停止請求の趣旨及び理由
- 四 前三号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該利用停止請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要

(是正の申出の手続)

第二十六条 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
- 三 是正の申出に係る個人情報の取扱い及び是正の申出の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 是正の申出をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該是正の申出に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要

必要な書類として実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 第十六条第三項の規定は、利用停止請求書に形式上の不備があると認められる場合について準用する。

(利用停止請求に対する決定等)

第二十七条 実施機関は、利用停止請求書の提出があつたときは、速やかに必要な調査を行い、当該利用停止請求書の提出があつた日から起算して三十日以内に、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしようかの決定をしなければならぬ。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに利用停止請求に係る個人情報の利用停止をした上で、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、当該利用停止の内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求者に対し、当該決定の内容及び理由を書面により通知しなければならない。

4 第十七条第四項の規定は、第一項の決定(以下「利用停止決定等」という。)について準用する。この場合において、「十五日」とあるのは「三十日」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と読み替えるものとする。

な書類として実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(是正の申出に対する処理等)

第二十七条 実施機関は、前条第一項の申出書が提出されたときは、速やかに必要な調査を行い、佐賀県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で是正の申出に対する処理を行い、是正の申出をした者に対し、当該処理の内容(是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあつては、その理由を含む。)を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、是正の申出の趣旨に沿った処理を行うときその他相当の理由があるときは、佐賀県個人情報保護審査会の意見を聴かないで、当該是正の申出に対する処理を行うことができる。

(利用停止決定等の期限の特例)

第二十八条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第一項及び第四項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

第四節 他の制度等との調整等
(他の制度等との調整)

第二十九条 前章及びこの章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- 一 三 略

2 前章及びこの章の規定は、佐賀県立図書館その他の県の施設又は佐賀県土地開発公社等の施設において、県民の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

3 この章の規定は、第一項各号に規定する個人情報を除き、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)その他の法律の規定により、同法第四章の規定が適用されない個人情報については、適用しない。

(苦情の処理)

第二十八条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情があつたときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第四節 他の制度等との調整等
(他の制度等との調整)

第二十九条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- 一 三 略

2 この章の規定は、佐賀県立図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

3 第十三条から第二十一条までの規定は、法令等(佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)を除く。)の規定により個人情報(第十九条第二項に規定する開示の方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。))には、当該同一の方法による個人情報の開示については、適用しない。この場合において、法令等の規定に定める開示の

(苦情の処理)

第二十九条の二 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情があつたときは、適切かつ迅速な処理を行わなければならない。

第四章 不服申立て

(不服申立てがあつた場合の手續)

第三十条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに係る実施機関は、裁決又は決定に当たり、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、審査会の意見を聴かなければならない。

方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第十九条第二項に規定する閲覧とみなして、この項の規定を適用する。

4 第二十二条から第二十四条までの規定は、法令等に個人情報の訂正の手續の規定がある場合における当該個人情報の訂正については、適用しない。

5 法令等の規定により開示を受けた個人情報について当該法令等に訂正の手續の規定がない場合又は法令等の規定により個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に本人に交付されている場合には、これらの個人情報を第十九条第一項又は第二十条第二項の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第二十二条第一項の規定を適用する。

第三章 不服申立て等

(不服申立てがあつた場合の手續)

第三十条 開示請求又は訂正請求に対する決定について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに係る実施機関は、裁決又は決定に当たり、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、佐賀県個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による諮問をした実施機

関(以下「諮問実施機関」という。)は、不服申立てがあつた日から起算して九十日以内に、審査会の答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。ただし、審査会の調査審議に時間を要する場合は、この限りではない。この場合において、諮問実施機関は審査会の円滑な調査審議に協力し、相当の期間内に裁決又は決定を行うよう努めなければならない。

(諮問をした旨等の通知)

第三十一条 諮問実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 略
- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- 三 略

2 諮問実施機関は、前条第二項に定める期間内に裁決又は決定を行うことができない場合は、前項各号に掲げる者に対し、当該期間内にその旨、当該期間内に裁決又は決定を行うことができない理由及び裁決又は決定を行う時期を通知しなければならない。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第三十二条 第十八条第三項の規定は、

(諮問をした旨の通知)

第三十一条 前条の規定による諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 略
- 二 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- 三 略

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第三十二条 第十八条第二項の規定は、

次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。
一 略
二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第三十三条から第三十九条まで 削除

次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。
一 略
二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(佐賀県個人情報保護審査会)

第三十三条 次に掲げる事務を行わせるため、佐賀県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 一 第六条第二項、第七条第二項ただし書及び第三項第七号、第八条第一項第七号、第九条第二項並びに第二十七条第一項の規定により、実施機関に意見を述べること。
- 二 第三十条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- 三 実施機関の諮問に応じ、個人情報保護制度に関する重要な事項を調査審議すること。

- 2 審査会は、委員五人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会

の組織及び運営に関し必要な事項は、
知事が別に定める。

(審査会の調査権限)

第三十四条 審査会は、必要があると認
めるときは、諮問実施機関に対し、開
示決定等(第二十四条第一項の規定に
よる訂正をしない旨の決定を含む。第
三項において同じ。)に係る個人情報
が記録された公文書の提示を求めら
れることができる。この場合においては、何人
も、審査会に対し、その提示された公
文書の開示を求めることができない。
2 諮問実施機関は、審査会から前項の
規定による求めがあったときは、これ
を拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるとき
は、諮問実施機関に対し、開示決定等
に係る公文書に記録されている個人情
報の内容を審査会の指定する方法によ
り分類し又は整理した資料を作成し、
審査会に提出するよう求めることがで
きる。
4 第一項及び前項に定めるもののほ
か、審査会は、不服申立てに係る事件
に関し、不服申立人、参加人又は諮問
実施機関(以下「不服申立人等」とい
う。)に意見書又は資料の提出を求め
ること、適当と認める者にその知って
いる事実を陳述させ又は鑑定を求め
ることその他必要な調査をすることが
できる。

(意見の陳述)

第三十五条 審査会は、不服申立人等か

ら申立てがあったときは、当該不服申
立人等に口頭で意見を述べる機会を
与えなければならない。ただし、審査
会が、その必要がないと認めるとき
は、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申
立人又は参加人は、審査会の許可を
得て、補佐人とともに出席すること
ができる。

(意見書等の提出)

第三十六条 不服申立人等は、審査会
に対し、意見書又は資料を提出する
ことができる。ただし、審査会が意見
書又は資料を提出すべき相当の期
間を定めるときは、その期間内に
これを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第三十七条 不服申立人等は、審査
会に対し、審査会に提出された意見
書又は資料の閲覧を求めることが
できる。この場合において、審査会
は、第三者の利益を害するおそれ
があるときでなければ、その閲覧を
拒むことができない。
2 審査会は、前項の規定による閲覧
について、日時及び場所を指定す
ることができる。

(調査審議手続の非公開)

第三十八条 審査会が行う第三十三
条第一項第一号及び第二号の調査
審議の手続は、公開しない。

第五章 事業者に対する施策等
第五十一条 県が出資金、基本金、補助金その他これらに準ずるものを出資している法人等であつて実施機関が定めるもの(次項において「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報保護のため必要な措置を講じなければならない。

第六章 雑則
第七十条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は第十二条第二項の委託(公の施設の管理を行わせる場合を含む。第四十七条において同じ。)を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されている個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報電子計算機を用いて検索する

(答申書の送付等)
第三十九条 審査会は、第三十条の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第四章 事業者に対する施策等
第四十一条 県が出資金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて実施機関が定めるもの(次項において「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報保護のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
第二 実施機関は、出資法人に対し、個人情報保護を図るため必要な指導に努めるものとする。

第五章 雑則
第四十四条 第三十三条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

ことができるように体系的に構成した公文書をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十五条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第十二条第二項の委託を受けた法人等(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して第四十四条及び第四十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人

でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四十八条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第六号

佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条の二の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告の時期)

第二条 任命権者は、毎年七月末までに、知事に対し、前年度における人事行政の運営等の状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

第三条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。に係る次に掲げる事項とする。

- 一 職員の任免及び職員数に関する状況
- 二 職員の給与の状況

三 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

四 職員の分限及び懲戒処分等の状況

五 職員の服務の状況

六 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

七 職員の福祉及び利益の保護の状況

八 その他知事が必要と認める事項

(人事委員会の報告の時期)

第四条 人事委員会は、毎年七月末までに、知事に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(人事委員会の報告事項)

第五条 人事委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 職員の競争試験及び選考の状況

二 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

三 勤務条件に関する措置の要求状況

四 不利益処分に関する不服申立ての状況

(公表の時期)

第六条 知事は、第二条及び第四条の規定による報告を受けたときは、毎年九月末までに、第二条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第四条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第七条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- 一 佐賀県公報に掲載する方法

二 公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法

三 インターネットを利用して閲覧に供する方法

2 前項に掲げる方法のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に第二条及び第四条の規定による報告の要旨を掲載するものとする。

3 第一項第二号の閲覧所は、次に掲げる場所とする。

一 佐賀県庁

二 佐賀県総合庁舎

(補則)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第七号

職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下

「法」という。)第二十六条の二第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、

職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第二条 修学部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、三十分を単位として行うものとする。

2 法第二十六条の二第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等専門学校及び大学

二 学校教育法第八十二条の二の規定による専修学校

三 学校教育法第八十三条の規定による各種学校

四 その他資格の取得又は能力の向上を目的とする教育施設

3 法第二十六条の二第一項の条例で定める期間は、二年とする。

(修学部分休業取得中の給与)

第三条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。)

第十二条及び佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。)第十三条の規定にかかわらず、そ

の勤務しない一時間につき、給料の月額(給料の調整額及び教職調整額を含む。)及び管理職手当並びにこれらに対する調整手当、定時制通信教育手当、

産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を

乗じ、その額を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)第二条第一項の規定による一週間当たりの勤務時間に五十二を乗

じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

第四条 修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する県職員給与条例

第十条第二項第二号及び学校職員給与条例第十一条の三第二項第二号の規定

の適用については、県職員給与条例第十条第二項第二号及び学校職員給与条例第十一条の第三第二項第二号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員」とする。

(修学部分休業の承認の取消事由)

第五条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- 一 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- 二 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- 三 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(人事委員会規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第八号

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県職員定数条例(昭和二十四年佐賀県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「一、六〇七人」を「一、六二七人」に、「千六百七人」を「千

六百二十七人」に改める。

別表中「一五四」を「一五六」に、「八九三」を「九〇五」に、「四八四」を「四九〇」に、「一、六〇七」を「一、六二七」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

(職員の定数)

第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一〜八 略

警察官

九 警察の職員 一、六二七人

その他の職員

二九五

(階級別定員は、別表のとおりとする。この場合において、警視、警部及び警部補(巡査部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数千六百二十七人を超えない範囲内で巡査の定員を増加することができる。)

十 略

別表(第二条関係)

警察官の階級別定員表

階級	別	定員
警視		七六
警部		一五六
警部補	(巡査部長を含む。)	九〇五
巡査		四九〇
計		一、六二七

改 正 前

(職員の定数)

第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一〜八 略

警察官

九 警察の職員 一、六〇七人

その他の職員

二九五

(階級別定員は、別表のとおりとする。この場合において、警視、警部及び警部補(巡査部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数千六百七人を超えない範囲内で巡査の定員を増加することができる。)

十 略

別表(第二条関係)

警察官の階級別定員表

階級	別	定員
警視		七六
警部		一五四
警部補	(巡査部長を含む。)	八九三
巡査		四八四
計		一、六〇七

備考 略

備考 略

佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第九号

佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例

佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改め、「災害派遣手当」の下に「(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)」を加える。

第十一条の四の見出し及び同条第一項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第十七条の五の見出しを「(災害派遣手当等)」に改め、同条第二項中「の額」を「及び武力攻撃災害等派遣手当の額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)第百五十四条に規定する職員で住居又は居所を離れて県の区域内に滞在するものに対して支給する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第二条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。第七条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。))</p>	<p>(給料)</p> <p>第二条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。第七条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。))</p>

による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、特勤勤務手当(第十一条の三の規定による手当を含む。)、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。))を除いたものとする。

2 略

(農林漁業普及指導手当)

第十一条の四 専門技術員及び農業改良普及員その他人事委員会規則で定める職員(以下「普及員」という。)が人事委員会規則で定める業務に従事した場合に、農林漁業普及指導手当を支給する。

2 略

(災害派遣手当等)

第十七条の五 略

2 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)第百五十四条に規定する職員で住居又は居所を離れて県の区域内に滞在するものに対して支給する。

3 災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の額及び支給に必要事項は、人事委員会規則で定める。

による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、農林漁業改良普及手当、特勤勤務手当(第十一条の三の規定による手当を含む。)、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当を除いたものとする。

2 略

(農林漁業改良普及手当)

第十一条の四 専門技術員及び農業改良普及員その他人事委員会規則で定める職員(以下「普及員」という。)が人事委員会規則で定める業務に従事した場合に、農林漁業改良普及手当を支給する。

2 略

(災害派遣手当)

第十七条の五 略

2 災害派遣手当の額及び支給に必要事項は、人事委員会規則で定める。

職員に限らず関係する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十号

職員の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例(昭和二十七年佐賀県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第二十八条第三項」を「並びに第二十八条第三項及び第四項」に、「並びに職員」を「職員」に改め、「手続及び効果」の下に「並びに職員の失職の特例」を加える。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(失職の特例)

第七条 任命権者は、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わせないものとする。ことができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十七条第二項並びに第二十八条第三項及び第四項の規定</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十七条第二項及び第二十八条第三項の規定に基づき、職</p>

に基づき、職員の意に反する休職の事由、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに職員の失職の特例に関し規定することを目的とする。

(失職の特例)

第七条 任命権者は、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わせないものとする。ことができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

第八条 略

第七条 略

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十一号

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

35 平成十七年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に退職した者